

岩見沢市手数料条例の一部を改正する条例の概要

第 1 改正の趣旨

当市では、建築基準法第 9 7 条の 2 の規定に基づく建築物の確認等を北海道建築基準法施行条例と同じ基準で行っている。また、当該確認等に関する手数料についても、北海道建設部手数料条例に準じて設定している。

今回、北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例（令和 6 年北海道条例第 5 0 号）が施行されたことを受け、手数料の改定を行う。

第 2 改正の内容

- （ 1 ） 建築物確認等申請手数料について、北海道の当該手数料と同額に改定する。
- （ 2 ） その他所要の規定の整理を行う。

第 3 施行期日

この条例は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名改正に係る部分は、公布の日から施行する。

岩見沢市条例第 17 号

岩見沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月 28 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市手数料条例の一部を改正する条例

岩見沢市手数料条例(平成 12 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表建築物確認等申請手数料の部第 1 項第 1 号中「14,000 円」を「16,000 円」に、「12,000 円」を「14,000 円」に改め、同項第 2 号中「22,000 円」を「25,000 円」に、「19,000 円」を「21,000 円」に改め、同項第 3 号中「33,000 円」を「38,000 円」に、「28,000 円」を「32,000 円」に改め、同項第 4 号中「44,000 円」を「51,000 円」に、「37,000 円」を「42,000 円」に改め、同項第 5 号中「73,000 円」を「82,000 円」に改め、同項備考を次のように改める。

備考

- 1 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
 - (1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。)
当該建築に係る部分の床面積
 - (2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
 - (3) 建築物を移転する場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該移転に係る部分の床面積の 2 分の 1

(4) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

2 指定確認検査機関又は北海道の建築主事若しくは建築副主事の確認を受けた建築物の計画を変更する場合（当該申請等の直前の建築物の計画の変更について岩見沢市の建築主事又は建築副主事の確認を受けた場合を除く。）にあっては、この項に規定する金額に第5項に定める金額を加算した金額とする。

別表建築物確認等申請手数料の部第2項を次のように改める。

2	工作物に関する確認申請又は計画通知に係る手数料	
	(1) 工作物を築造する場合（次号及び第3号に掲げる場合を除く。）	1件につき 17,000円
	(2) 岩見沢市の建築主事又は建築副主事の確認を受けた工作物の計画に記載された工作物を変更する場合	1件につき 12,000円
	(3) 指定確認検査機関又は北海道の建築主事若しくは建築副主事の確認を受けた工作物の計画に記載された工作物（岩見沢市の建築主事又は建築副主事の確認を受けた工作物の計画に記載された工作物を除く。）を変更する場合	1件につき 18,000円

別表建築物確認等申請手数料の部第3項第1号中「15,000円」を「17,000円」に、「13,000円」を「15,000円」に改め、同項第2号中「18,000円」を「20,000円」に、「16,000円」を「18,000円」に改め、同項第3号中「23,000円」を「27,000円」に、「19,000円」を「22,000円」に改め、同項第4号中「30,000円」を「35,000円」に、「26,000円」を「31,000円」に改め、同項第5号中「48,000円」を「57,000円」に改め、同項備考を次のように改める。

備考

- 1 床面積の合計は、建築物を建築した場合にあっては当該建築物に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転した場合にあっては当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- 2 指定確認検査機関又は北海道の建築主事若しくは建築副主事の確認を受けた建築物の計画に係る建築物の工事の完了に係る検査を申請する場合（当該申請等の直前の建築物の計画の変更について岩見沢市の建築主事又は建築副主事の確認を受けた場合を除く。）にあっては、この項に規定する金額に第5項に定める金額を加算した金額とする。

別表建築物確認等申請手数料の部第4項を次のように改める。

4	工作物に関する完了検査申請又は完了通知に係る手数料	
	(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合	1件につき 14,000円
	(2) 岩見沢市の建築主事若しくは建築副主事の確認を受けていない工作物の計画に記載された工作物又は岩見沢市の建築主事若しくは建築副主事の確認を受けた工作物の計画に記載されていない工作物の場合	1件につき 20,000円
	(3) 工作物の計画の変更により、岩見沢市の建築主事又は建築副主事の確認を受けた工作物の計画に記載された工作物を変更したことがある当該工作物の場合（当該計画の変更について岩見沢市の建築主事又は建築副主事の確認を受けていない場合に限る。）	1件につき 15,000円

別表建築物確認等申請手数料の部第8項を同部第11項とし、同部第7項を同部第8項とし、同項の次に次のように加える。

9	既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の接道制限適用除外範囲認定申請手数料	1件につき 70,000円
10	既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替	1件につき 70,000円

の道路内の建築制限適用除外範囲認定申請手数料	0 円
------------------------	-----

別表建築物確認等申請手数料の部第 6 項を同部第 7 項とし、同部第 5 項を同部第 6 項とし、同部第 4 項の次に次のように加える。

5	指定確認検査機関又は北海道の建築主事若しくは建築副主事の確認を受けた建築物に係る手数料に加算する金額	
	(1) 岩見沢市の建築主事又は建築副主事の確認を受けていない建築物の計画の変更又は当該計画に係る建築物の工事の完了に係る検査の申請をする場合 次に掲げる当該申請又は通知に係る建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項後段の規定により変更する前の計画に係る建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の床面積（建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあっては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の 2 分の 1）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
	ア 床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの	1 件につき 6,000 円 (確認の特例の場合にあっては、4,000 円)
	イ 床面積の合計が 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの	1 件につき 14,000 円 (確認の特例の場合にあっては、10,000 円)
	ウ 床面積の合計が 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	1 件につき 27,000 円 (確認の特例の場合にあっては、21,000 円)
	エ 床面積の合計が 200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	1 件につき 39,000 円 (確認の特例の場合にあっては、31,000 円)

		っては、31,000円)
オ	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	1件につき 71,000円
(2) 前号以外の場合 次に掲げる当該申請又は通知の直前の計画の変更に係る建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の床面積（建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）、建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		
ア	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 6,000円 (確認の特例の場合にあつては、4,000円)
イ	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき 14,000円 (確認の特例の場合にあつては、10,000円)
ウ	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき 27,000円 (確認の特例の場合にあつては、21,000円)
エ	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき 39,000円 (確認の特例の場合にあつては、31,000円)
オ	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	1件につき 71,000円

別表長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料の部第1項備考中「(昭和25

年法律第 201 号)」を削る。

別表低炭素建築物等認定申請手数料の部第 1 項第 4 号ア(7)並びに同表建築物エネルギー消費性能向上計画等認定申請手数料の部第 3 項備考第 3 項及び第 4 項並びに同部第 4 項備考第 3 項及び第 4 項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 8 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、別表低炭素建築物等認定申請手数料の部及び建築物エネルギー消費性能向上計画等認定申請手数料の部の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の岩見沢市手数料条例の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。